

# 入 札 説 明 書

支出負担行為担当官  
林野庁長官

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和 7 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 7 年度特用林産物等の放射性物質濃度調査業務（単価）
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和 8 年 3 月 27 日
- (4) 納 入 場 所 林野庁林政部経営課特用林産対策室（本館 7 階ドア No. 本 710）

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「令和 4・5・6 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）」の「役務の提供等」に格付けされている者であること。
- (4) 下記 6 の提出書類の提出期限の日から下記 7 の開札の時までの間において、林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次の条件を満たす者であること。
  - ① ゲルマニウム半導体検出装置を複数所有し、1 日 50 点以上の測定が可能であること。
  - ② 食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能であるとして、厚生労働省に登録された分析機関であること。
  - ③ 放射性物質測定に係る ISO/IEC17025 を取得し、外部精度管理における Z スコアの絶対値が、検査核種全て 2 以下であること。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに

準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

また、構成員は、上記（１）から（５）の要件に適合している必要がある。

ただし、（５）の①については、全構成員で合算して当該条件を満たす者であることと読み替えるものとする。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

### 3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

### 4 入札方法及び必要書類の提出

#### （１）入札方法

入札金額は、上記件名に係るそれぞれ１点当たりの単価及び概算総価（単価の予定数量を乗じた金額）を記載すること。ただし、１点当たりの単価には、試料の受領及び返送に係る送料は含まない。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

#### （２）必要書類の提出

入札者は、以下の書類各１部を下記６に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

- ① 令和４・５・６年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ② ゲルマニウム半導体検出装置の管理台帳の写し及び写真
- ③ ISO/IEC17025 認定書の写し
- ④ 外部精度管理におけるＺスコアの絶対値が、検査核種全て２以下であることの証明書
- ⑤ 共同事業体として参加する者においては、共同事業体の結成、運営等に関する規約書等

### 5 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

（１）場 所 林野庁林政部経営課特用林産対策室（本館７階ドア No. 本 710）  
（直通番号 03-6744-2289）

（２）日 時 令和７年１月２７日～令和７年２月２７日（ただし、行政機関の休日を除く。）午前１０時～午後５時

（入札説明書は、林野庁のウェブサイト、調達ポータル

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>）

のほか上記交付場所において無料にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書の交付を希望する場合は、５（１）まで電話で問い合わせること。）

- (3) 入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書(案)を含む。また、本事業に関する過去の実績を閲覧することができる。
- (4) 入札説明会 実施しない。

## 6 入札書及び必要書類等の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負担行為第1係(本館7階ドア No. 本 759)
- (2) 提出期限 令和7年2月28日 午後5時

## 7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 林野庁入札室(農林水産省本館7階 ドア No. 本 766)
- (2) 日時 令和7年3月6日 午後2時
- (ただし、郵送(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限については、令和7年2月28日 午後5時とする。)

## 8 再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10 入札保証金及び契約保証金 免除する。

## 11 契約書作成の要否 要

## 12 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことができる。

### 1 3 その他

#### (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。その他の入札事項に関する事項については入札心得によるものとする。

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ

([http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/chotatu\\_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/chotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf))を御覧ください。

2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

# 入 札 心 得

## （総則）

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

## （入札等）

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子調達システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

## （公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## （入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札

の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- （2） 委任状を持参しない代理人のした入札
- （3） 記名のない入札（電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していないのした入札）
- （4） 金額を訂正した入札
- （5） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- （6） 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- （7） 入札時刻に遅れてした入札
- （8） 暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- （9） その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（低入札価格調査制度、調査基準価格）

第7条 林野庁所管に係る製造その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額（調査基準価格）に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第8条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査の上、落札者を後日決定

する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨お知らせする。

#### （同価格の入札）

第9条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### （契約書の提出）

第10条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。
- 3 林野庁長官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

#### （異議の申立）

第11条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### （その他の事項）

第12条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
林野庁長官 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(代理人氏名 )  
(復代理人氏名 )

¥

ただし、「令和 7 年度特用林産物等の放射性物質濃度調査業務（単価）」の概算総価  
内訳

|          | 1 点当たりの単価（円） | 予定数量（点） | 金額（円） |
|----------|--------------|---------|-------|
| きのこ類、山菜類 |              | 1,000   |       |
| きのこ原木、土壌 |              | 1,600   |       |
| 概算総価     |              |         |       |

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- （注） 1．提出年月日は必ず記入のこと。  
2．金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。  
3．金額の訂正はしないこと。  
4．用紙の寸法は、A 4 判とし、縦長に使用すること。  
5．再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。  
6．括弧内は、（復）代理人が入札するときに使用すること。  
7．委任状は別葉にすること。



## 委 任 状

私は、  
を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁長官  
の発注する「令和 7 年度特用林産物等の放射性物質濃度調査業務（単価）」に関し、下記の  
権限を委任します。

### 記

- ・ 入札及び見積に関する一切の権限
- ・ （復代理人の選定に関する一切の権限）

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代理人所属先住所  
代理人所属先・役職  
代理人氏名

支出負担行為担当官  
林 野 庁 長 官 殿

- （注） 1．用紙の寸法は、A 4 判とし、縦長に使用すること。  
2．復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

# 請 負 契 約 書 (案)

- 1 件 名 令和7年度特用林産物等の放射性物質濃度調査業務  
(単価)
- 2 仕 様 別紙仕様書のとおり
- 3 契 約 額 予定総額金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)  
※消費税率10%  
きのこ類、山菜類 1点当たり単価 金 円  
(消費税及び地方消費税の額を除く。)  
きのこ原木、土壌 1点当たり単価 金 円  
(消費税及び地方消費税の額を除く。)  
ただし、きのこ原木(おが粉)はきのこ類、山菜類の予定数量、単価とする。送料については、仕様書に基づき実費精算とする。
- 4 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- 5 納 入 場 所 林野庁林政部経営課特用林産対策室
- 6 検 査 場 所 納入場所に同じ
- 7 契 約 保 証 金 免除

上記件名(以下「業務」という。)について、支出負担行為担当官林野庁長官 青山 豊久(登録番号:T2800012000005)(以下「甲」という。)と  
(以下「乙」という。)との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
支出負担行為担当官  
林野庁長官 青山 豊久

乙

## 契 約 条 項

### (事業の遂行)

- 第1条 甲及び乙は、この請負契約書に基づき、仕様書に従って、当該業務を遂行するものとする。
- 2 乙は、仕様書の「4 (5) 分析結果の報告」で定める期日（以下「納入期限」という。）までに業務を完了し、その成果品を甲に引き渡すものとする。
- 3 前項の仕様書に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

### (権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

### (使用人に関する乙の責任)

- 第3条 乙は、業務の実施のために用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。

(監督職員)

第4条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
- (2) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務関係者に関する措置請求)

第5条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(契約期間の変更)

第6条 乙は、納入期限までに業務を完了できない場合は、あらかじめ甲に対し、遅延の理由及び完了見込日時を明らかにした書面を提出して、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

(遅延金の請求)

第7条 甲は、乙が納入期限までに業務を完了できない場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅延金を請求する事ができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める遅延金は、納入期限の翌日から履行完了の日までの遅延日数1日につき契約単価に未納数量を乗じて得た金額の合計に100分の10を乗じた額（ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を加え、その当該金額に年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 第1項の遅延金の請求は、甲が第15条第3項に定めるこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

(損失負担)

第8条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(検査職員)

第9条 乙は、業務を完了した場合は、その都度甲に対し完了の旨を通知し、甲が命じた検査の職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

(検査)

第10条 検査職員は、前条の定めにより乙から完了の旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

- 2 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って検査に必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は検査の結果において異議を申し立てることができない。
- 4 検査職員は、検査の結果の全部又は一部について不当な箇所を発見したときは、乙に対し適当な日時を決めて不当な箇所の修正を請求することができる。この場合には、乙は直ちに不当な箇所の修正を行わなければならない。
- 5 検査に要する経費は、全て乙の負担とする。

(契約代金の支払)

第11条 乙は、前条に定める検査に合格したときは、月ごとに取りまとめ、納入した数量に頭書に定める契約単価を乗じて得た金額の合計に消費税及び地方消費税に相当する額として100分の10を乗じた額（ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を加え、また、仕様書に基づき負担した送料については、一覧表、伝票のコピー及び送付した試料の写真を添付し、所定の手続により書面をもって、甲に契約代金の支払を請求することができる。

- 2 前項に基づく代金の支払は、甲が、乙から適正な請求書を受理したその日から起算して30日以内に行うものとする。

(業務の履行責任)

第12条 第10条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反については乙はその責を免れない。

(契約の解除)

第14条 甲は、甲の必要によりこの契約の全部又は一部について解除する事ができるものとする。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(違約金)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除することができるものとする。この場合において、乙が損害を被ることがあっても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 天災その他乙の責に帰することができない理由により、乙が解除を申し出たとき。
  - (2) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な理由がなく義務を履行せず若しくは履行する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 乙又は乙の使用人に不正の行為があったとき。
  - (4) 乙又は乙の使用人が第10条に定める検査職員の検査を妨げたとき。
  - (5) 乙が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (6) 乙が解除を申し出たとき。
  - (7) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
  - (8) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
  - (9) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。
- 2 甲は、前項の第1号に定める理由によりこの契約を解除する場合は、乙に対し違約金を請求しないものとする。
- 3 甲は、第1項の第2号から第9号までに掲げる理由によりこの契約を解除する場合は、違約金として仕様書に示した予定調査点数に頭書に定める契約単価を乗じて得た額に100分の10を乗じた額（ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を加えた金額の合計（以下「概算総価」という。）の100分の10に相当する額を乙に対し請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、概算総価の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の概算総価の100分の10に相当する額のほか、概算総価の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。



(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、第18条各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 甲は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(資料の保管・管理)

第24条 乙は、この契約の履行に当たり甲から貸出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従って措置をするものとする。

(遅延利息の徴収)

第25条 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約書に基づく第11条の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、遅延利息として、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の支払を甲に請求することができる。

2 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(著作権)

第26条 甲は、本業務の実施で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）について、乙より承継するものとする。

(再委託の制限及び承認手続)

第27条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式第1号に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。

8 甲は、乙が第2項から第5項までの規定に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(紛争の解決)

第28条 本契約に関し、疑義紛争等が生じた場合又は本契約に定めのない事項については双方協議の上、解決するものとする。

別紙様式第1号

令和7年度特用林産物等の放射性物質濃度調査業務（単価）  
再委託承認申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
林野庁長官 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度特用林産物等の放射性物質濃度調査業務（単価）  
について、下記のとおり再委託したいので、請負契約書第27条第2項の規定により承認されたく申  
請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。  
なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
  - 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。